

## ジェイムズ・ミル『英領インド史』について

桶 舎 典 男

### 一 は し が き

ジェイムズ・ミル (James Mill, 1773—1836) の『英領インド史』(*The History of British India*, 1st ed. 3 vols., London, 1817; 5th ed. with Notes and Continuation by Horace Hayman Wilson, 10 vols., London, 1858) は、「英語で書かれた、ギボン (Edward Gibbon) 以来の最大の歴史」といわれる。それは「驚嘆すべき勤勉さ、該博な知識、あらゆる點にわたって周到な精密さ、耐久性のある精力、そういったものの集大成であって、……インドに関心を有するものが、範とするに足る価値を有するものである。」<sup>(2)</sup>

『英領インド史』はインドに関する最初の歴史である。

ジェイムズ・ミル『英領インド史』について

る。殊に、その第二卷「ヒンドゥ教徒につらて」(Of the Hindus)・第三卷「イスラム教徒」(The Mohamedans) に試みられた、インドの古代・中世におけるヒンドゥ教徒の支配者・イスラム教徒の支配者の特徴の分析は、神話・カースト制度・政治・法律・租税・宗教・慣習・藝術・文學を包括する歴史であるばかりでなく、それが、その後のイギリス人のインド観の形成に大きく影響したという點で、ヨーロッパの政治思想とアジアの社會・文化との衝撃を研究するものにとって、それ自體が好箇の史料的价值を提供しているものといわねばならない。驚くことは、それにも拘らず、このミルの書物が、ヨーロッパ人・アジア人を問わず、經濟思想史家やインド史研究者の間でほとんど問題にされなかつたということ

である。イギリスの功利主義を、ジェイムズ・ミルに關して一冊に纏めたレスリー・ステイブン (Leslie Stephen) も、『英領インド史』が極度にきりつめられた生活と根氣強いエネルギーとの所産であつて、この書物の出版がミルを有名にし、かつ當時ジャーナリズムに登角を現わさせるに至つたことを指摘しているにすぎない。<sup>(3)</sup> ジェイムズ・ミルについて詳細な傳記を書いたアレクサンダー・ペインも、ミルが一八〇六年執筆し始めてから一八一八年の出版に至る十二年間の、かれの家庭環境・家計・かれ自身の意氣ごみなどに關して興味ある事實や書簡を紹介・引用しているが、客觀的資料の蒐集に重點を置いているために、『インド史』の内容については一言も觸れていない。この兩者において然りとすれば、ミルのこの書物に對して、從來正當な評價がなされていないことは充分に推測されるであらう。それはミルを「リカアドゥ經濟學の祖述者」とする見方からすれば評價の埒外にあつたであらうし、インド史家の側からすれば異端者の書物とみなしたかつた事情に負うところ少なくないと思われる。しかも、この『英領インド史』が餘りにも

大部であるのみならず、「へたな英語だらけで……(讀者を)……不快にさせる」<sup>(5)</sup>ことが大いにわざわいしたことも否定できない。ともあれ、その知識と活動とにおいて著しく多面的であつたジェイムズ・ミルが、かえつてその一面でしか理解されていなかったことは注意されなければならぬ。

われわれが古代インドの社會的・經濟的事情を知ろうとする場合、一般的にその手懸りに供せられる文獻は『マナーヴァ・ダルマ・シャーストラ』(Manavadharma-sastra)——一名『マヌ法典』(Manusmriti)——である。それはミル以來の慣用である。内容的に異つた原則が錯綜し、互に矛盾し合つた條項が平然と隣合つて並んでいて、皆目その眞意を把握することのできないこの古典が、わが國においても、今日、古代インド社會を明らかにする金科玉條として評價されることについては、わたくしは少なからぬ疑惑を感じざるを得ない。はっきり云つて、この古典を文學史上ではなく、社會經濟史的に高く評價する從來の通説は、ミル以來のイギリスのインドに對する特殊な事情から生じたものではないかという疑

問を抱いている。わたくしとしては、『マヌ法典』に關する研究をあらためて整理し、それらの業績をその基盤から批判的に考察する必要を感じるのであるが、ジェイムズ・ミル『英領インド史』は、この點について、何よりも先ず考察するべき興味ある文獻といひうる。

- (1) Thomas Macanley, *Miracle on Indian Education*, cited in Alexander Bain, *James Mill, A Biography*, London, 1882, p. 369.
- (2) Horace Hayman Wilson, Preface of *The History of British India*, 5th. ed. pp. xiii—xiv.
- (3) Leslie Stephen, *The English Utilitarians*, vol. ii, *James Mill*, London, 1900, p. 6.
- (4) Alexander Bain, *ibid.* pp. 60, 158, 160, 163—164, 168—169.
- (5) *The Works of Jeremy Bentham*, pub. under the Superintendence of his Executor, John Bowring, Edinburgh, 1843, vol. x, p. 450.

## 二 『英領インド史』とベンタム主義

『英領インド史』は「批判的な歴史」(critical history)、『判断する歴史』(Judging history)である。そ

ジェイムズ・ミル『英領インド史』について

れは、「インドの側ではその社會と文明とに對して、英國の側ではその制度や行政に對して下している批判と考察である。」その批判と考察が、「著者および著者が有力な使徒となつてゐる學派獨特の意見」に基づいてなされている點については、一八五八年この書物の第五版の編集と同時にその後(一八〇五年—一八三五年)の歴史を書いた、ウィルソン(Horace Hayman Wilson)が指摘して以來しばしば耳にするところである。「著者が有力な使徒となつてゐる學派」とは、いうまでもなくベンタム(Jeremy Bentham, 1748—1832)の功利主義を指している。「かれ——ミル(筆者註)——の意見に對して、一そう筋の通つた異論を搜むことは不可能ではない。多くの場合、かれの強い偏見がその鋭敏な感受性を曇らせ、かつ、鋭い知性までも鈍らせてゐる。……かれはある政治的立場の熱狂者であつて、その指導者を禮讚し、その原理に照明をあてて、その反對の立場の原理や行動に非難を浴せようと力んでゐる。かれはベンタム氏の理論的立場を擁護し、法律や政治に關するこの著者の意見に從つて構成された規矩をあらゆる政策や制度にあてはめよう

と試みて<sup>(4)</sup>いる。『英領インド史』をペンタム主義の代辯とする、このような見方は従来この書物に與えられた唯一の評價であつて、アレヴィ (Elie Halévy) の試みたこの書物の位置づけも、ウイルソンを踏襲していると見ることができよう。かれによれば、『英領インド史』の着想は、恐らくは——ペンタムの (筆者註) —— 『立法における時代と場所の影響に関する論文』 (Treatise on the Influence of Time and Place in Matters of Legislation. Traites de Legislation civile et penale. 1802. vol. iii. De l'Influence du Temps et des Lieux) によつて暗示された<sup>(5)</sup>。もとより、「ペンタムには歴史哲學思想が全くなかつたといわれなければならないし、逆にジェイムズ・ミルの場合はそれが基礎であつた」わけであるが、「ジェイムズ・ミルは、ある國民が功利 (Egoisme) をその努力の目的とする程度にまで文明化される原理を規定している」<sup>(7)</sup>のである。そのことは、ミル自身の口からもしばしば聞かれる。すなわち、「功利があらゆる仕事の目的となるのに應じて、われわれはその國民が文明化されていくとみなすことができる」<sup>(9)</sup>のである。

興味を感ずることは、『英領インド史』の出版された當時、この書物が極めて客觀的な歴史であるとする匿名の批評が見受けられることである。曰く。

「これはミル氏が着手した事業である。そしてその達成にあつて、その大きな着想以外に何物も與へることもわれわれには不可能なことである。かれはこの著作の要求する忍耐強い勤勉さと研究の習性とを完全に身につけていふように思われる。想像や激情に亂されることのない鋭い論理的な頭腦と、その頭腦の要求する知識が充分に蓄積され、かつ、それが應用力と結合してゐるのである。かれは古今の歴史家や辯舌家に完全に通じ、政治や立法に關するあらゆる學問の古代から現代に至る進展を忠實に研究してきたように思われる。このような性格があつたからこそ、その仕事が完成されたのだと想像することは困難ではないのである。……部分的にも、事實や見解を個人や特定の政治的立場の都合のよいように歪めたりするようなことは、いささかなりとも見いだすことはできない。そのように立派な内容の

原因を探りだすことは不愉快なことかもしれないが、われわれとしては、これをかれの思考態度・正義愛にその価値を歸せしめたいのである。かれは政治に關しては實行可能な非常に高い水準を自分で考へ、現實の政治家に對しては少なからざる不滿を抱いて見ている。(10) (傍點筆者)

これは、恐らくは従來『英領インド史』に對して與えられた最高の讚辭であろう。ミルに對して好意を抱く人間、否、政治的信條を共にする人間の言葉であることは疑いを容れないが、わたくしはこの匿名の批評が恐らくはベンタムの筆になるものと推測している。(11) さらに端的に云えば、ベンタムはミルに關して次のように述べているのである。

「ミルは英領インドの生きた行政官で、わたくしは死んだ立法者となるであろう。」(12)

かくして、「ミルがインドについて書いた動機で……：最大のもは、英領インドの統治に功利主義の教義を適用しようと切望した」(13) ためであるといわれ、それが『英領インド史』に與えられた唯一の評價となっている。

ジェイムズ・ミル『英領インド史』について

(1) James Mill, *The History of British India*, 5th. ed. London, 1858. Preface, p. xvii.

(2) John Stuart Mill, *Autobiography*, ed. by Harold J. Laski, (The World's Classics, 257) London, 1924. p. 21 西本正美譯『ミル自傳』岩波文庫、昭和三年、四五頁。

(3) James Mill, *ibid.* H. H. Wilson, Preface of the Editor, p. vi.

(4) *ibid.* p. xi.

(5) Etie Halévy, *The Growth of Philosophic Radicalism*, tr. by Mary Morris, London, 1928. pp. 250—251.

(6) *ibid.* p. 273.

(7) *ibid.* p. 274.

(8) ミルのリカマドゥッあての一八一八年十二月三日づけ書簡に次の一節がある。「あなたがわたくしの書物——『英領インド史』(筆者注)——を読みおえられるまでは、立法に關してこれ以上何もお話ししようとは思いません、その後でしたら、われわれが同意できる一般的諸原理を恐らく見出すと思うからです。」(*The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by Piero Straffa, Cambridge, 1952. vol. vii. Letters 1816—1818. p. 210) 因みに「リカマドゥッは、その返事(一八一七年十二月十八日づけ)の中で、「それは、社會の幸福と福祉に貢獻し

## 一 橋論叢 第三十六卷 第三號

たすぐれた人々の中でも、あなたに特に高い地位を與え  
るものだ」といふことである。(ibid. p. 227)

(6) James Mill, *ibid.* vol. II, p. 105.

(9) *The Edinburgh Review*, No. LXI, December 1818  
(*The Edinburgh Review, or Critical Journal: for Decem-  
ber 1818*... March 1819, vol. xxxi, Edinburgh, 1819, p.  
4)

(11) ここに書かれたミルの特性、例えば忍耐・勤勉  
と・論理性・正義愛はマンタムがミルを評するに好んで  
使う言葉である。(John Bowring, *ibid.* p. 482) かつ  
この書評の末尾に書かれたミルの文章についてこの酷評  
(*The Edinburgh Review*, *ibid.* p. 44) と、他の箇所マン  
タムが述べた批評 (John Bowring, *ibid.* p. 450) と  
一致している。

(12) John Bowring, *ibid.* p. 450.

(13) C. H. Phillips, *British Historical Writing on  
India. "The Listener"* vol. Liv. No. 1397, December  
8, 1955.

## 三 ミルにおけるサンスクリット古典の受容

サンスクリットがイギリスに初めて紹介されたのは、

十八世紀後半になってからのことである。初代インド

總督ヘステインクス (Warren Hastings, 1732—1818)  
の依頼に従って、ウィルキンズ (Charles Wilkins, 1749?  
—1836) ・ ジョーンズ (William Jones, 1746—1794) ・ コー  
ルブルック (Henry Thomas Colebrooke, 1765—1837)  
の三人がインドの古典研究に着手したのがその始まりで  
ある。一七八四年、かれらは「ベンゴール・アジア協會」  
(Asiatic Society of Bengal) を設立し、宗教・文學・  
哲學のあまたの古典の翻譯・研究に従事した。法律の面  
では、ヘステインクスは、「數人の學者に委嘱して、かれ  
らの知っているサンスクリットの資料から、この書を原  
文のまま編集させた。これは、初めヘル・シヤ語に翻譯さ  
れ、それをホールヘンツ (Nathaniel Brassey Halhed,  
1751—1830) がさらに英語に重譯して、『インド法典』  
(*Code of Gentoo Law*, London, 1776) と名づけた。」後  
に、コールブルックは、ジョーンズの勧めに従って、法  
律關係の原典を取捨し、『契約と相續に関するインド法  
律要綱』 (*A Digest of Hindoo Law on Contracts and  
Succession*, 1797) を出版した。

『マヌ法典』に關して云えば、一六〇六年マドラスに

布教し、自ら遊行者 (Sannyasin) の生活をしたノビリ (Roberto de Nobili) によって、すでにその名は知られていたが、その内容の大半を明らかにしたのは、ジューンズが始めてである。ジェイムズ・ミルの時代、古代インド社会を解明する手懸りといえは、このジューンズ譯の『マヌ法典』(Institute of Hindoo Law: or, the Ordinances of Menu, according to the Gloss of Callicia, verbally translated from the Original Sanskrit, Calcutta, 1794) に依る以外になかったわけである。

45  
さきに、七年戦争(一七五六一一七六三年)の間、フランスと結んだインド藩王の勢力を各地で撃破したイギリス東インド会社は、一七六五年のアラハーバッド條約(The Treaty of Allahabad)の結果、ベンゴール・ビハール・オリッサのデューワニ (Dewan) 民政の實權者の地位を獲得し、さらに初代ベンゴール知事 (Governor of Bengal) に任命されたクライヴ (Robert Clive, 1725—1774) はベンゴール太守 (Nawab of Bengal) に替って政治をとり、實質的にインド領有の基礎をつくった。その後ヘステイングスの總督 (Governor General) の

ジェイムズ・ミル『英領インド史』について

時代になって、かれは、インドを領有した結果生じた土地所有・地租をめぐる紛争を解決するために、二つの「カルカッタ控訴院」(Court of Appeal in Calcutta) を設立した。「民事控訴院」(Sadr Divani Adalat) と「刑事控訴院」(Sadr Nizamat Adalat) とである。ウイリアム・ジューンズが一七八三年インドに渡ったのも、この「民事控訴院」の陪席判事としてであり、従って、かれの『マヌ法典』が翻譯されたのも「インドにおける正しい政治と支配」に資するためであった。ジェイムズ・ミルの『英領インド史』の執筆はそれから大體十年経ってからである。ジェイムズ・ミルがこの法典に對した態度は果してどのようであったか。以下少しくこの問題に觸れてみたいと思う。

ジェイムズ・ミルは、かれの時代に東インド會社の役人によって行われた諸調査に對しては、「かれらの意見は何事についても權威がない」と述べている。この批判は、かれの歴史研究の立場からなされたものであり、その強い確信は主として『マヌ法典』の研究に負うているのである。例えば、租稅制度に關してミルの依據する法

典の條文は次の通りである（筆者譯）。

- (1) 「穀物の八分の一・六分の一・十二分の一が王に  
よつて徴收される。」<sup>(6)</sup>
- (2) 「又樹木・肉・蜂蜜・酥・香料・藥草・調味料・  
花・根・果實の六分の一を徴收できる。」<sup>(7)</sup>  
「木の葉・野菜・草・藤および皮革で作られたも  
の・土器・石器（の六分の一を徴收できる。）」<sup>(8)</sup>
- (3) 「家畜と貴金屬の増殖された中の五十分の一を徴  
收してもよい。」<sup>(9)</sup>
- (4) 「利潤率・道程・食糧と調味料の原價・商品の保  
管料を計算して商人に納税せしむべきである。王も  
商人も適正な報酬を受けるように考慮して、その領  
土に、毎年、税を賦課せねばならない。」<sup>(10)</sup>
- (5) 「王はその領土において取引をして生活する庶民  
に、租税の一部を、毎年、少しでも支拂さすべきで  
ある。」<sup>(11)</sup>
- (6) 「職人・工匠および肉體労働に従事して生活する  
シュードラには、毎月、一日働かせねばならない。」<sup>(12)</sup>
- (7) 「クシャトリヤの王は、困窮に陥つた場合に、穀

物の四分の一を徴集しても、全力をあげて人民を保  
護する限り、罪から免れる。」<sup>(13)</sup>

- (8) 「ヴァイシャからは、穀物の租税として、八分の  
一、（貴金屬と家畜の収益については）二十分の一、  
少なくとも一カールシャバナ（を徴收すべきであ  
る）。シュードラ・職人・工匠はその労働によつて  
納入してもよい。」<sup>(14)</sup>

以上の引用の中に租税の對象物のすべてが列擧せら  
れ、課税の方法および限度が總括的に表現されている。

ミルは右の條文に關して、(1)は土地生産物に對する課税、  
(2)は土地生産物と労働生産物とに對する租税、(3)は特定  
の商品についての利殖税、(4)は物品購入・販賣税、(5)は  
一種の人頭税、(6)は緊急の場合の課税と六つに分類して  
いる。租税によつて往々にして生み出され易い弊害の原  
因を、租税の不確實性・不公平・生産妨害・人間の性質  
と肉體および精神に齎らす悪影響の四つの觀點から考察  
すると、まず(1)の土地生産物に對する租税は次のように  
みられる。

「確實性の基準からは相當に離反している。……イ

ンドのような社会状態においては、賦課される金額の決定は、國庫の代理人に依存し、依怙最眞・贈收賄・さらには、墮落というあらゆる弊害を伴いがちである。……不確實な税であるとする理由は、危急の場合は穀物收穫高の四分の一までも徴集できるほど、強力な権力が國王に與えられているのであるが、こういう非常の場合というのは、王みずからの判定によるために、しばしば生じたものと信ぜられる<sup>(16)</sup>からである。

「人民の保護のために任ぜられた王の役人が、えてして、他人の財産を奪う悪漢となる<sup>(17)</sup>」ことは、ミルの想像をまつまでもなく、『マヌ法典』みずから記述するところであつて、『法典』は、王は「常に自分でこれを巡視し、又は、それぞれ密使をしてかれらの地方における行動を正當に探るべき<sup>(18)</sup>」を規定している。又、收穫の四分の一を徴收しうる危急の場合とは、ミルの云うように、王みずから判定するのではなく、反面、「人民の判定による<sup>(19)</sup>」とするウィルソンの意見の當否は別にしても、「武器<sup>(20)</sup>を以てヴァイシャを保護すれば、規定の税を徴集できる」

と戦争を指していることは明らかである。  
(2)の土地生産物と勞働の生産物とに對する租税については、ミルの意見は次の通りである。

「この條文を實施するにあつて、法外な不確實さと犠牲があつたことが想像される。……木の一年の増加分とは曖昧な表現であつて、この法律を行うことは、人民が詐偽となるようにあらゆる手段、あるいは徵稅者に許された強壓が繰返されて、社會を不道徳と忍従とで満たそうとするものである<sup>(21)</sup>」

はなはだ合理的な解釋ではあるが、「木の一年の増加分」とはジョーンズの誤譯であつて、この場合の *schragast* とは *Drumah* とは「木の六分の一」ということなのである。  
(3)は「知識と勤勉 (*industrious*) の漲つた社會では、この種の資本に對する税は有害であるが、インドにおいては、金・銀・寶石は貯藏されて生産に参加しないので、これ以上支障の少ない税をみつけることは容易ではなかつた<sup>(22)</sup>」

(4)は「大衆の虚偽と役人の壓迫とによつて決定されるので不確實なものであり、かつ、この税は流通を妨げる

ために生産には有害である。<sup>(23)</sup>」

(5)は人頭税が貨幣又は他の一般的な價值基準で支拂われる場合であるが、それは、「同じ金額でも人が異れば負擔もそれなりに異なるから、この主な難點は不平等ということである。<sup>(24)</sup>」

(6)は人頭税が勞働で支拂われる場合であるが、これは「同じ時間の割合でもある人間に對する方が、他の人間に對するよりも、はるかに大きな負擔となることもありうるが、平等という點では比較的支障が少ない。<sup>(25)</sup>」

以上が『マヌ法典』を通じてみたミルの租税論である。一見、税率が全般に低く見えるかもしれないが、「農業が最も古い段階にあって、かつ、非生産的な状態においては、租税をそれ以上支拂うことができなかったことを證明している。われわれはインドの政治が、税をできる限り徴收するという唯一の……原則があったことを知ることができる<sup>(26)</sup>」と結論しているのである。

『マヌ法典』の掲げる重要な徳目は「抑制」(danda)<sup>(27)</sup>である。人間相互間においては「抑制」は兩者に「公平に」要求される。すなわち、「罪」(pataka)には「罰」

(danda)を、「學識」(vidya)には「施與」(dana)を、「敵」(ripu)には「戰鬪」(sam-grama)を、「保護」(rakshana)には「租税」(dahi)を課せられる。

「クシャトリヤの最高の義務は人民を保護することである。この果報を享受する王はその義務を(負うものと)要請されているからである。<sup>(28)</sup>」

従って、「徵税」には「嚴格」(tikshana)、「保護」には「寛容」(hridi)な人格が兼備されなければならない。

「王は事實を充分に觀察して、嚴格にして、かつ、寛容でなければならない。何となれば嚴格にして、かつ、寛容な王は人民によつて尊敬されるからである。<sup>(29)</sup>」

かくて、『マヌ法典』の租税の思想は簡潔には次のように要約できるであろう。

「租税を徴集せずに自分(王)の根を切つてはならないし、又、過度の欲望によつて他人の(根を切つてもならない)自分と他人の根を切ることは、自分とかれらとを困窮せしめるからである。<sup>(30)</sup>」

『マヌ法典』のこのような一種の協同的職分社會の人間

の相互關係を無視して論じようとすれば、例えば租税の徵集についてみても、恐ろしく苛酷な租税體系を描くことができるであろうし、他面からは、極めて寛大な理想的な統治形態を描くことも可能である。ジェイムズ・ミルの『英領インド史』は前者の傾向が強く、その第五版に書かれたウィルソンの註釋には後者の憾みなしとしない。いずれも正鵠を逸した感じである。なぜならば、當事者雙方に公平に課せられた「抑制」は、「現世における名聲と、來世の安樂を得る」ために義務づけられたもので、その「抑制」を超えた壓政も納税不履行も、ともに來世の恐怖を誘う宗教的感情と強く結びついているからである。

ジェイムズ・ミルがインドの古典研究の過程に犯した誤りの一斑は、『マヌ法典』の譯者ジョーンズに歸せられるものであるが、それはとにかくとして、ミルがこういうインド人の社會觀を殊更に無視して、その一面だけをみずからの論理構造の中に導入することによって、逆に國王專制形態の資料に供している點は、特に注意を惹くものである。いな。この故にこそ、『英領インド史』の歴

ジェイムズ・ミル『英領インド史』について

史的價値があるといつた方が適當であるかも知れない。

- (1) Arthur A. Macdonell, *India's Past, A Survey of her Literatures, Religions, Languages and Antiquities*. Oxford, 1729, p. 239.
- (2) W. Caland, *Roberto de Nohiti and Sanskrit Language and Literature*, Acta Or. iii. 1924, p. 42.
- (3) 「ドザーン皇帝の代理としてコンチノールのナヤマンデー各ヌスダール (Subadar) は二つの機能を果たした。すなわち(1)キョローニニ徵税と民事裁判 (2) ニザヤム (Nizam) 軍事と刑事裁判である。」(P. E. Roberts, *History of British India, Under the Company and Crown*. London, 1952, p. 159.
- (4) *The Works of Sir William Jones, with the Life of the Author*, by Lord Teignmouth. London, 1807. vol. vii, p. 75.
- (5) James Mill, *The History of British India*, vol. i., p. 221.
- (6) *Manava Dharma-sastra, The Code of Manu. Original Sanskrit Text critically edited according to the standard Sanskrit Commentaries, with critical Notes*. by J. Jolly. London, 1887. p. 139, vii. 130.
- (7) *ibid.* vii. 131.
- (8) *ibid.* vii. 132.

## 一 橋論叢 第三十六卷 第三號

- (9) *ibid.* vii. 130.  
 (10) *ibid.* vii. 127—128.  
 (11) *ibid.* p. 140, vii. 137.  
 (12) *ibid.* vii. 138.  
 (13) *ibid.* p. 138, vii. 118.  
 (14) *ibid.* vii. 120.  
 (15) James Mill, *ibid.* vol. i. p. 202.  
 (16) *ibid.* p. 205.  
 (17) J. Jolly, *ibid.* p. 138, vii. 123.  
 (18) *ibid.* vii. 122.  
 (19) James Mill, *ibid.* p. 202. (Wilson's foot note)  
 (20) J. Jolly, *ibid.* p. 240. x. 119 ただし、この條文の  
 書かれた第十卷はシモンズ譯には存在しない。  
 (21) James Mill, p. 206.  
 (22) *ibid.* p. 206.  
 (23) *ibid.* p. 207.  
 (24) *ibid.* p. 207.  
 (25) *ibid.* p. 207.  
 (26) *ibid.* p. 222.  
 (27) J. Jolly, *ibid.* p. 261, xii. 10.  
 (28) *ibid.* p. 140, vii. 144.  
 (29) *ibid.* vii. 140.  
 (30) *ibid.* vii. 139.

(31) *ibid.* p. 15, ii. 9.

## 四 ミルのインド社會論

「ちまぢまの社會進歩の段階 (stages of social progress) の特徴を述べることが容易なことではない。その正しい結論が導き出されるのは、一つや二つの特徴だけでは不十分である。……それらの進歩が断定されることが、数多くの状況を全部寄せ集めた総合的見地によるものであって、かつ、諸國の關係位置が明らかにされるような文明の尺度がつけられるということは、これらの全般的見通しの上で、正確に比較することによって得られるものである。」<sup>(1)</sup>「インドの現實の姿を、文明の段階のどこに位置づけるかということは、人間の歴史における物珍しい對象であるばかりでなく、人類の大部分の統治を委ねられたイギリス人にとってみれば、極めて現實的な重要性を帯びた目的なのである。」<sup>(2)</sup>ジェイムズ・ミルの『英領インド史』はインド社會の總括的研究の中でも、殊に、その土地の所有形態を焦點として論議を進めている。この問題は「ヘステインクス氏とフランシス

氏との間で、ベンゴールにおける徴税の方法をめぐって論争されて以来、……東インド會社の使用人の間、あるいは、かれらと他の人々との間で激しい論争の原因となつた<sup>(3)</sup>からである。

ミルによれば、インドの土地は國王の所有に歸してゐた。「人々が狩獵や羊・牛によって生活している間共有されてゐた土地が、……ある一人の人間になるといふことは、當時の人々にとってみれば、容易に割切つて考へることのできない大きな變化である。土地のように、殊に重要な事柄に關する變化は、正に革命と云うべきものである。その場合、大衆の反抗を克服するために、最も一般的に成功したと思われる方策は、社會の代表としての國王に、その社會の土地の所有を托し、王は所有の全權を有して、收穫の見込まれる有利な土地から、相應の收穫をあげるに適した人間に、それを分與することである<sup>(4)</sup>。」インドにおける土地の所有形態は、このような文明の發展段階に屬するものと規定された。かれはブッキヤン (Buchanan, *Journey through the Mysore*)・モット (Thomas Motte, *A Narrative of a Journey to the*

ジェイムズ・ミル『英領インド史』について

*Diamond Mines of Sumbhalpoor, in the Province of Orissa. Asiatic Annual Register, i.)*・『第五報告書』(Fifth Report from the Selected Committee, Appointed to take into Consideration the State of the Administration of Justice in the Provinces of Bengal, and Orissa, reported by Richard Smith, on the 18th Day of June 1782.)などの十八世紀のインドの旅行記や調査報告に基づいて次のように結んでゐる。

「土地の所有は國王の手中に歸してゐるといふ唯一の結論が導き出される。もしそれが、かれの所有でないとなれば、一體誰に所有されているかを示すことは不可能である。耕作者に對しては勞働と耕作の費用のために僅かな補償金——しばしば無いこともあるが——だけが殘される。かれらは勞働の利益を得て、土地の利益は國王のものとなつてしまふ。」<sup>(5)</sup>インドにおいて國王が土地を所有するとする見方はミルの獨創ではなかつた。十八世紀にインドを訪問したヨーロッパ人の共通の見解であつて、ステewartも「インドにおいては、すべての土地が國王に歸屬するので、

世襲の土地が見當らない」ことを指摘している。この見解は古くシキユラス(Diodorus Siculus)やストウラボ(Strabo, 63 B. C.? - 24 A. D.)によつて齎され、「十七世紀の後半にアウルングゼーブ王朝を訪れた人々、たとえば Bernier, Thevenot, Chafdin, Jean Baptiste Tavernier, Monouchi などでも、インドに土地の私有が認められていないという點では一致していた。」<sup>(8)</sup>ミル自身、「ヨーロッパの訪問者たちは、わたくし——ミル(筆者註)——の知る限り、誰一人の例外なく、國王が土地の所有者であるという意見に同意していた」<sup>(9)</sup>ことを知っていたのである。

この「古代の状態を主張し、……盲目的に因襲に固執する」<sup>(10)</sup>姿こそ、ミルの眼からすれば、インド本来の姿なのである。地代の徴収を自己の最大の利益と心得、みずからの權威を土着支配權力を交替させようとする東インド會社の收税史たちが、その行爲を正當化するためにイスラム教徒の支配を批判し、「ライオットの利益と幸福とが犠牲にならないような、慈悲ありかつ高潔な心づかいを有する古代インド」<sup>(11)</sup>の傳統をみずから守っていると主

張したのに對して、そういう古代インドの統治こそが、最も苛酷な支配であつたとミルは反論している。

「いかなる耕作の状態、たとえ、それが最悪の状態であつたとしても、もし土地の生産物の六分の一を除いたすべてが耕作者の手許に残されるとすれば、ましてインドのように豊かな所では、かれらは富を得、身分と地位とも向上させる機會があつたに違いない。インドのライオットが、それを全然享受できなかったことは事實である」<sup>(12)</sup>。

前項に紹介した『マヌ法典』の時代(紀元前二世紀—紀元二世紀頃)のインドも、十八世紀の調査報告にみられるインドも、ミルにおいては選ぶ所がなかった。「インドの實情は、半文明の状態から少しも進歩していなかった」<sup>(13)</sup>それは、「文明の辿り來つた道の、その一部の段階しか經驗したことのない人々にとっては、一つの政府のもとで大規模に結合され、長い間、そのままの状態に留まっていることは決して不可能ではなかつた」<sup>(14)</sup>からである。殊に、インドにおいては、「專制的な政治形態が聖典の中に規定せられ、それにカーストの區分とブラーマンの呪うべき

偏見が組合さって、そういう悪徳にみちた体制を、他のいかなる國におけるよりもはるかに有害に持續させてきたのである。<sup>(15)</sup>「専制主義はブラーマンの世俗的權力が侵害することを牽制し、ブラーマンの世権的權力は専制主義の干渉を牽制しながら、……両者が一しょになって、人民の上に暴政を維持してきた。」<sup>(16)</sup>そして「専制主義こそは、無政府よりも、暇と安全を破壊し、かつ、人間の進歩の妨げとなる」と激しく非難するのである。<sup>(17)</sup>

(1) James Mill, *The History of British India*, vol. ii, p. 110.

(2) *ibid.* vol. ii, p. 107.

(3) *ibid.* vol. i, p. 208.

(4) *ibid.* p. 221.

(5) *ibid.* pp. 216—217.

(6) Dow, *Hindustan*, Preface, p. xiii; Robert Orme, *Fragments on the Government and People of Indostan*, pp. 403, 414; Holwell, *Interesting Historical Events*, i, p. 220.

(7) John Stewart, *History of Bengal*. London, 1784, p. 132.

(8) Wilks, *Historical Sketches of the South of India*.

ジェームズ・ミル『英領インド史』について

London, 1810—1817, p. 114.

(9) James Mill, *ibid.* vol. i, pp. 213—214.

(10) *ibid.* p. 208.

(11) *ibid.* p. 223.

(12) *ibid.* p. 222.

(13) *ibid.* vol. ii, p. 114.

(14) *ibid.* p. 124.

(15) *ibid.* p. 131.

(16) *ibid.* p. 132.

(17) *ibid.* pp. 163—164.

## 五 結 語

ジェームズ・ミルがインドに専制主義を想定し、これを激しく非難していることは、かれの所論に鑑みて、牽強附會の嫌いが無いでもない。かれは、「インドはシナ・ペルシャ・アラビアとともにアジア人種の大きな支派を構成し、その副次的なものとして、日本・コーチン・シナ・シャム・ビルマ・マライ・タイベツトがあった」と<sup>(1)</sup>考え、これら地域に共通な専制主義を「アジアの様式」<sup>(2)</sup>(Asiatic model)と呼びつづる。この「アジアの様式」論はダヴィッド(David Hume, 1711—1793)・ロビンソン

(William Robertson, 1721—1793)・ファーガソン (Adam Ferguson, 1723—1816) などスコットランドの先輩の啓蒙主義者に負っていることは、わたくしも嘗て指摘したことがある<sup>(3)</sup>。ミルは社會の文明進歩の段階を、「未開」(rude) 又は「無智」(ignorant) から「文明」(civilized) へ進むものとしている點ではファーガソンを踏襲し、インドの社會を「未開社會」の段階に位置づけている。又、「社會の進歩が人間悟性に基づきながら、徐々に行われる<sup>(4)</sup>」という點ではヒュームに負っていたし、古代のストラボやタキトスなどの文獻と未開民族に關する當時の資料とを比較する方法<sup>(5)</sup>においてはロバートソンの影響を蒙った。なかんずく、ファーガソンの影響は特筆される必要がある。ミルは社會の進歩の原動力を人間性の本質に求めている。それは、ファーガソンと同じく、反撥・牽制と結合・妥協の両面において具體化されるものである。この兩者を對等の立場で認め、むしろ反撥や牽制の社會進歩に果す役割を評價するところに、かれらに共通な歴史觀が存在するのである。それは自由競争の社會觀を藏し、歴史的には啓蒙主義——しかも最後の啓

蒙主義の歴史として考えらるべきであらう。その意味で「かれ——ジェイムズ・ミル(筆者註)——は最後の十八世紀人であつた<sup>(6)</sup>」のである。

こう云つたところで、ミルとベンタムとの關係を些かなりとも疎遠ならしめようとするのではない。一般にミルはベンタムの弟子としてみなされてはいるが、かれ自身はその弟子であることを否定した。かれは「共通の意見に共鳴し、人類の幸福にとって最も重要な教義を誰よりも立派に説明した人として尊敬して<sup>(7)</sup>」はいたが、みづから一個の獨立した思想家を以て任じていたのである。ベンタム主義に果した貢獻は、功利の原理を適用し敷衍しただけでなく、むしろ、強力な論理を提供したのである。この點でミルの思想史立場は全面的に再検討される必要があると思われる。

ミルはアジアを一つの個體として觀察していた。その理解の程度はともあれ、少くともヨーロッパ人の論理構造の中に、初めてこれを導入したことは特筆されなければならぬ。ミルはインドの「未開社會」について、「法律や秩序はアジアの偉大な王朝のもとで確立したが、そ

れはギリシャよりもはるかに以前のものであった<sup>(8)</sup>」としている。それが十九世紀の歴史理論・社会思想にいかなる影響を與えていくか。殊に、マルクスの「アジア的生産様式」の段階規定を考合せた場合、われわれの興味を誘う問題を投げかけているといわねばならぬ。

- (1) James Mill, *ibid.* vol. ii, p. 150.  
 (2) *ibid.* vol. i, p. 141.  
 (3) 拙稿「ジェイムズ・ミルの『英領インド史』について——第二卷「社会の階級と区分」・「政治形態」を中心として——」『一橋論叢』第三十三卷第二號、昭和三十年二月。

(4) James Mill, *ibid.* vol. i, pp. 123—124.

(5) Friedrich Meinecke, *Die Entstehung des Historismus*. I. Band, *Vorstufen und Aufklarungsgeschichte*, 1936. 菊盛英夫譯『歴史主義の成立』上巻、昭和十九年四四二頁。

(6) John Stuart Mill, *ibid.* p. 64.

(7) James Mill, *Fragment on Mokimosh*. London, 1870. p. 124.

(8) James Mill, *ibid.* vol. ii, p. 163.

(この研究については昭和三十年度文部省科学助成研究費の補助を受けた。

(一橋大學普通研究生)